

2 都市復興の流れ

(1) 復興体制の構築、復興初動体制の確立（発災～1週間）

- ・災害対策本部、震災復興本部の設置
- ・おおまかな家屋等被害概況調査の実施

(2) 都市復興基本方針の策定（発災～1か月以内）

- ・都市復興基本方針の策定
- ・詳細な家屋等被害状況調査の実施
- ・第一次建築制限の実施

(3) 都市復興基本計画（骨子案）の策定（発災～2か月以内）

- ・時限的市街地づくりの方針原案の策定
- ・復興対象地区を指定
- ・都市復興基本計画（骨子案）の策定
- ・第二次建築制限の実施

(4) 都市復興基本計画の策定（発災～6か月以内）

- ・復興まちづくり計画の策定
- ・都市復興基本計画の策定

(5) 復興事業計画の策定と事業の推進（6か月～数年）

- ・復興事業計画の策定
- ・復興事業の推進

3 平常時（発災前）の事前対策

(1) 区民向け周知啓発活動

- ・災害の危険性が高い地区において、復興後のまちの将来像や地域課題について地域住民が話し合い、事前に都市復興の流れを学び体験する取り組みを実施。

【これまでの実施地区】

平成 26 年度	弥生町、仲町（仲町地域センター管内）
平成 27 年度	大谷口北町（大谷口地域センター管内）
平成 28 年度	本町、大和町、富士見町、双葉町（富士見地域センター管内）
平成 29 年度	東新町二丁目、東山町（桜川地域センター管内）
平成 30 年度	宮本町、泉町の一部（清水地域センター管内）
令和元年度	赤塚二丁目、赤塚六丁目（下赤塚地域センター管内）
令和 2 年度	仲宿、稲荷台（仲宿地域センター管内）
令和 3 年度	前野町一丁目、二丁目、三丁目（前野地域センター管内）

(2) 区職員向け訓練

- ・区民向け周知啓発活動を行い、区民とともに合意形成の過程を体験。
- ・発災後に行う、都市復興事業を迅速かつ円滑に推進するため、都市復興図面等の模擬作成を含めた事前訓練を実施。
- ・上記ほか、東京都主催の都市復興訓練に参加。